

第 1 0 0 号議案

新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

新宮町にある新宮漁港は昭和 2 6 年に漁港の指定を受け、また相島漁港は昭和 2 7 年に漁港の指定を受けている。両漁港共に指定を受け 5 0 年以上の年数が経過しているため、今後、更なる維持管理費用の増加が見込まれる。

新宮漁港にある駐車場は有料であり、今後見込まれる漁港管理に要する費用を考慮した駐車場料金へ変更するため、新宮町漁港管理条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例

新宮町漁港管理条例（昭和４６年新宮町条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表一般利用の項を次のように改める。

一般利用	１台につき	入庫から３０分以内	無料	
		入庫から３０分を超え３時間以内	３００円	
		入庫から３時間を超え６時間以内	６００円	ただし、新宮町渡船事業船舶使用料条例（昭和５４年新宮町条例第１４号）第２条に規定する乗船券の交付を受けた者で、新宮町渡船待合所設置及び管理に関する条例（平成２５年新宮町条例第１６号）第２条に規定する新宮町相島渡船待合所にて、乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して料金を支払う者は３００円とする。

		入庫から6時間を超え12時間以内	1,000円	ただし、新宮町渡船事業船舶使用料条例第2条に規定する乗船券の交付を受けた者で、新宮町渡船待合所設置及び管理に関する条例第2条に規定する新宮町相島渡船待合所にて、乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して料金を支払う者は500円とする。
		入庫から12時間を超えるもの	前項の金額に12時間ごとに200円を加えた額とし、料金の上限は、2,000円とする。	ただし、新宮町渡船事業船舶使用料条例第2条に規定する乗船券の交付を受けた者で、新宮町渡船待合所設置及び管理に関する条例第2条に規定する新宮町相島渡船待合所にて、乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して料金を支払う者は12時間ごとに100円を加えた額とし、上限は1,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

改正後					改正前				
別表(第15条関係)					別表(第15条関係)				
1 利用料 (略)					1 利用料 (略)				
2 使用料 イ 漁港施設を使用するとき。 (略)					2 使用料 イ 漁港施設を使用するとき。 (略)				
ロ 新宮漁港駐車場					ロ 新宮漁港駐車場				
区分	単位		料金	備考	区分	単位		料金	備考
一般利 用	1台につ き	入庫か ら30分 以内	無料		一般利 用	1台につ き	入庫か ら30分 以内	無料	
		入庫か ら30分 を超え3 時間以 内	300円				入庫か ら30分 を超え1 2時間以 内	300円	
		入庫か ら3時間 を超え6 時間以 内	600円	ただし、新宮 町渡船事業船 舶使用料条例 (昭和54年新 宮町条例第14 号)第2条に規 定する乗船券 の交付を受け た者で、新宮 町渡船待合所 設置及び管理 に関する条例 (平成25年新 宮町条例第16 号)第2条に規 定する新宮町			入庫か ら12時 間を超 え24時 間以内	500円	
							入庫か ら24時 間を超 えるも の	前項の金 額に 12 時間ごと に100円 を加えた 額とす る。	ただし、料金 の上限は、1,0 00円とする。

		相島渡船待合所にて、乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して料金を支払う者は300円とする。
入庫から6時間を超え12時間以内	1,000円	ただし、新宮町渡船事業船舶使用料条例第2条に規定する乗船券の交付を受けた者で、新宮町渡船待合所設置及び管理に関する条例第2条に規定する新宮町相島渡船待合所にて、乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して料金を支払う者は500円とする。
入庫から12時間を超えるものの	前項の金額に12時間ごとに200円を加えた額とし、料金の上限は、2	ただし、新宮町渡船事業船舶使用料条例第2条に規定する乗船券の交付を受けた者で、新宮町渡船待合所設

			1,000円とする。	置及び管理に関する条例第2条に規定する新宮町相島渡船待合所にて、乗船券の交付確認がなされた駐車場利用券を使用して料金を支払う者は12時間ごとに100円を加えた額とし、上限は1,000円とする。					
回数券	300円の回数券 (11枚つづり)		3,000円		回数券	300円の回数券 (11枚つづり)		3,000円	
定期券 利用	1台につき	月額	1,000円	定期券の販売は、相島区に居住する者又は勤務地を有する者に限る。	定期券 利用	1台につき	月額	1,000円	定期券の販売は、相島区に居住する者又は勤務地を有する者に限る。
3 占用料 (略)					3 占用料 (略)				
備考					備考				
1 この表に定めのないもの又はこの表により 難しい特別の事由があると町長が認めたものに 係る占用料等の額は、その都度町長が定める。					1 この表に定めのないもの又はこの表により 難しい特別の事由があると町長が認めたものに 係る占用料等の額は、その都度町長が定める。				
2 上記の利用料、使用料及び占用料は、消費 税を含む。					2 上記の利用料、使用料及び占用料は、消費 税を含む。				